

集団的自衛権めぐる閣議決定

集団的自衛権の行使を認めた2014年7月の閣議決定の直前、内閣法制局が閣議決定案に正式に意見を述べる最終局面で、内部での協議をしていなかったことがわかった。横島裕介長官は国会答弁で、憲法解釈の変更の過程で法制局内で議論したと述べたが、その記録も残していない。歴史的な憲法解釈の変更だったのに、それを担った法制局内の意思決定プロセスは一向にわからないままだ。

「決裁について、会議を開いたことはない」。4日の参院決算委員会でも横島長官はこう述べ、閣議決定前日の14年6月30日、内閣官房国家安全保障局から閣議決定文の案に正式に意見を求められ、「意見はない」との回答を決裁した際、法制局として議論をしなかったことを明らかにした。

その理由として、横島氏は4日の同委で「長い経緯がある案件だ」として、「閣議決定の案文は以前から与党協議の場で議論がされている。法制局の担当者も見ているし、私ももちろん見ている。改めて集まって会議をする必要がなかった」と述べた。

一方で、横島氏は国会答弁で、憲法解釈の変更の途中段階では、法制局内で一定の議論があったことも明らかにしている。2月18日の参院決算委では「所要の検討を行った

法制局内議論いまだ霧の中

法制局内では、ふだんといったような協議が行われ、その記録はどうなっているのか。

ある法制局の参事官経験者は「協議があっても記録するという文化がなかった」と振り返る。憲法解釈を担う法制局第一部には部長の下、複数の参事官がいる。この経験者によると、参事官は裁判官のように独立性が強く、互いに話し合って決める合議制ではない。このため、参事官と次長、長官が直接やり取りするケースが多く、多くの省庁のように「協議の際、記録のために若手職員が入るようなこともない」という。

他方、現職参事官の一人は「法制

参事官経験者

「記録する文化ない」

局は、相手に紙を作らせて『おし』と『おす』と語ると。法制局は省庁から問い合わせを受け、「従来の解釈やほかの法律と整合性は取れているか」という観点から審査して回答するのが役割で、文書を残すのは省庁側という認識だ。いずれにしても、歴史的な憲法解釈の変更を担当しながら、その過程を記録するという意識が薄かった点は否めない。阪田雅裕・元法制局長官は今回の解釈変更について「非常に重いものだから、もし議論があったなら、記録を残しておいてもよかったのではないかと指摘する。

(河合建郎、蔵前勝久)

案への回答決裁「会議開かず」

上で回答した」と答弁。昨年6月11日の参院外交防衛委員会でも、「この議論の過程ではいろいろ議論をさせて、法制局内での議論をしていたわけです」と述べていた。

しかし、こうした検討過程の協議記録は朝日新聞や毎日新聞の情報公開請求に対して開示されていない。法制局の正式な意思決定の最終局面でも議論はなく、途中で協議はしたと言いつつ、その記録はないことになり、歴史的な憲法解釈の変更をめぐる議論の過程がまったくわからない。本場に協議があったのかも検証のしようがない。

これに対し、民進党の磯崎哲史氏は4日の参院決算委で、公文書管理法の「現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」との目的を読み上げ、「とても果たしているとは思え止められない」と批判した。